



~テレビについての大切なお知らせです~

アナログ放送からデジタル放送への切り替えについて

平成23年7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了



します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(地上デジタル放送)を視聴することができなくなります。

地上デジタル放送を視聴するには、
①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える

②地上デジタルチューナーを買い足すなどの方法があります。

また、アンテナには、VHFアンテナ、UHFアンテナがありますが、地上デジタル放送を視聴するにはUHFアンテナが必要です。

なお、BSアナログ放送も地上アナログ放送と同じ平成23年7月24日までに終了します。

児玉テレビ放送中継所からの民放放送開始のお知らせ

今回、本庄市の陣見山にある児玉テレビ放送中継所では、平成18年12月からNHKとテレビ埼玉が地上デジタル放送を開始していますが、今年11月から東京民放5社も放送を開始することになりました。詳細については、本誌12月号に掲載します。

総務省テレビ受信者支援センター開所のお知らせ

総務省では、地上テレビ放送の完全デジタル化に向けて、今年10月1日に「関東地域テレビ受信者支援センター」を開所しました。このテレビ受信者支援センターでは、スムーズに地上デジタル放送を視聴できるよう、相談対応、受信実態の調査、さまざまなアドバイスの提供など、それぞれの地域の実情に応じた「受信者サポート」を行っています。テレビに関するご相談は、直接支援センターへご連絡ください。

問い合わせ／総務省関東地域テレビ受信者支援センター (☎03・3468・7955) へ。

ご存知ですか?

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当および特別児童扶養手当は、申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。資格のある方は所得にかかわらず申請できますが、申請する方や同居等生計を同じくしている扶養義務者(親、兄弟姉妹等)の所得や児童の父からの養育費等により、手当の一部、または全額が支給停止になる場合があります。

児童扶養手当

対象/18歳に達した年の最初の年度末まで(一定の障害がある場合は20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

- ・父母が離婚し、父親と別れて生活している児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が重度の障害にある児童
- ・父に一年以上遺棄されている児童
- ・その他の理由で父がいない児童

※ただし、次の場合を除きます。

- ・申請する方や児童が国内に住所がない場合
- ・申請する方が公的年金を受けることができる場合
- ・児童が父または母の死亡について支給される公的年金を受ける資格がある場合
- ・児童が父に支給される公的年金の額の加算対象になっている場合
- ・児童が児童福祉施設等に入所している場合
- ・申請する方が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合

支給額/

子供の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	41,720円	9,850~41,710円
2人の場合	46,720円	上記に5,000円を加算
3人以上の場合	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

特別児童扶養手当

対象/身体または精神に一定の障害のある20歳未満の児童を育てている方

※ただし、次の場合を除きます。

- ・申請する方や児童が国内に住所がない場合
- ・児童が障害による公的年金を受けることができる場合
- ・児童が児童福祉施設等に入所している場合

支給額/

障害の状態	月額(1人について)
1級	50,750円
2級	33,800円

問い合わせ／子育て支援課 (☎内線251・252) へ。

ご利用ください!

子育て家庭優待制度

町では県と連携し、中学生までのお子さんのいる家庭および妊娠中の方のいる家庭を対象に協賛店舗などで商品割引などの優待が受けられる「パパ・ママ応援ショップ事業」を実施しています。

町から対象家庭に配布される「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗などに提示することで、代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待を受けることができます。なお、このカードは、町外の協賛店でもご利用できます。

問い合わせ／子育て支援課 (☎581・2121内線251) へ。

パパ・ママ応援ショップ



対象

中学生までのお子さんのいる家庭および妊娠中の方のいる家庭

優待内容

代金割引、ポイント追加、無料サービスなど
※内容は、協賛店舗、施設により異なります。

優待カード

○子育て支援課または子育て支援センター窓口で配布しています(紛失等の再発行についても同一窓口で行います)。

○母子健康手帳交付時に、健康福祉課、保健福祉総合センターでも配布しています。

○お越しの際には、健康保険証、こども医療費受給資格証、母子健康手帳など、お子さんおよび保護者の方の住所、生年月日が確認できるものをお持ちください。

○優待カードの裏面に、保護者のお名前、お住まいの市町村名、お子さんの生まれた(生まれる予定の)年度を記載してください。

○記名されたご本人とご家族に限り利用できます。

○第三者に譲渡、貸与はできません。

○有効期限は、平成22年3月末、または一番年下のお子さんが満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い日までです。

協賛店舗などの情報

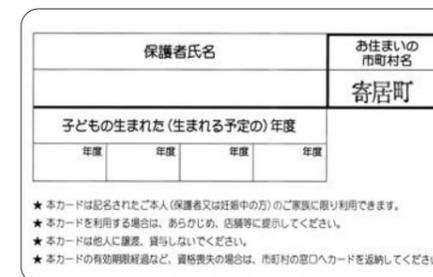
優待カードは、協賛ステッカーを掲示している店舗、施設などで使用することができます。詳しくは、町または県のホームページでご確認ください。



協賛ステッカー



優待カード(表)



優待カード(裏)



携帯電話用QRコード

町ホームページ: <http://www.town.yorii.saitama.jp/>
 埼玉県子育て支援ホームページ: <http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/ouen/search.html>
 携帯サイト: <http://kosodate.asvssl.net/yutai/>